

乗務員教育記録 (令和元年度) 5月

営業所名	河北交通(株) 北上営業所	運行管理者
実施年月日・時間	5月14日 8時45分～9時35分	
実施場所	北上本庁 営業所	指導講師

非公開

【一般的な指導項目】

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事業
- ③ 事業用自動車の構造上の特徴
- ④ 乗車中(運行中)の旅客の安全を確保(シートベルトの着用等)するために留意すべき事項
- ⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保のために留意すべき事項
- ⑥ 主として運行する経路若しくは、経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ⑦ 急発の予見及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転の指導
- ⑨ 交通事故に関わる運転者の生理的(睡眠不足等)及び心理的要因並びにこれらへの対応方法
- ⑩ 品質管理の重要性
- ⑪ 安全性の向上を図るための措置を講ずる事業用自動車の適切な運転方法
- ⑫ トラブル対応の報告や運転にかかると同時に、又は事故が発生した場合には当該運転者に対してドライブレコーダーにより必要な指導を行う
- ⑬ ⑫のドライブレコーダーの記録を活用したヒアリング体験を社内で共有する
- ⑭ 非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導

【実施した具体的な指導内容】

バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと

1. バス運行に係る法令

(1) 旅客自動車運送事業に係る法令

- ① 道路運送法(国土交通省)
- ② 乗合バス(一般乗合旅客自動車運送事業)
- ③ 貸切バス(一般貸切旅客自動車運送事業)
- ④ 特定旅客自動車運送事業
- ⑤ 例外許可(貸切乗用旅客事業者による乗合旅客運送、自家用有償旅客運送)
- ⑥ 旅客自動車運送事業運輸規則(国土交通省)

(2) 自動車の運転に係る法令

道路運送法(警察庁)

2. 義務を果たさない場合の影響の把握

- (1) 運転者に対する刑事処分
- (2) 運転者に対する行政処分
- (3) 会社に対する行政処分

※ 今月の重点管理 シートベルトの完全着用、危険運転防止の徹底、特に急発の対応、交差点の駐停車禁止の範囲、自然災害時の安全運転

非公開

